

意見書

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書

国民健康保険は 1958 年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第 25 条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者が増え、さらに青年の非正規雇用の加入なども増えています。そのため国民健康保険は、事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっています。ところが、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々保険料（税）が上がり、支払いが困難となっている世帯が増えています。国民健康保険には、被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めているが、その減額が各自治体に大きな困難をもたらしています。

当町国保会計では、平成 20 年度決算で累積赤字は 3 億 8,000 万円を計上し、内 2 億 2,000 万円は滞納となっています。さらに、平成 22 年度より平均で 12.8% の値上げを実施し、赤字の克服をめざすとしているが、かえって滞納が増加するのではないかと心配も尽きません。

保険料（税）が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。1984 年までは、一般被保険者のかかった医療費の

45% が国庫負担であったが、それ以降引き下げられました。また、全額国庫負担であった市町村国民健康保険の事務負担金が廃止されました。さらに低所得者の保険料減額のための公費も、全額国庫負担であったものを半減させました。それらの結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、従来の約 50% から現在では 25% に半減しています。

よって、国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 22 年 6 月 18 日

奈良県広陵町議会

内閣総理大臣 菅 直 人 様
厚生労働大臣 長 妻 昭 様